12　第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して免税対象物品を輸出しないときは、前項の規定は、適用しない。この場合における法第八条第三項及び第二十七条第一項の規定の適用については、法第八条第三項中「輸出物品販売場において第一項に規定する物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、本邦から出国する日（その者が居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる場合には、当該居住者となる日）までに当該物品」とあるのは「消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した同項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して当該運送契約に係る第一項に規定する物品」と、「その出港地を所轄する税関長（その者が居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者」と、「当該税関長」とあるのは「当該税務署長」と、「その者から」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者から」と、法第二十七条第一項中「第八条第三項本文」とあるのは「消費税法施行令第十八条第十二項の規定により読み替えられた第八条第三項本文」と、「出港地又は住所若しくは居所の所在地」とあるのは「国際第二種貨物利用運送事業者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る納税地」とする。

第十八条第七項第一号中「一万円」を「五千円」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「、第二号又は第四号」を「から第三号まで、第五号又は第六号」に、「物品」を「免税対象物品」に改め、「行う場合」の下に「（同号に定める方法により一般物品の譲渡を行う場合を除く。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「物品」を「免税対象物品」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項ただし書」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号八」を「第二項第一号八」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第一号ロ、第二号イ、第四号又は第五号の規定による書類の提出は、これらの規定に規定する輸出する旨を誓約する電磁的記録（法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。次項及び第九項において同じ。）（当該書類の記載事項を記録したものに限る。）の提供によつてすることができる。

第十八条の二第二項第一号中「物品に」を「免税対象物品に」に改め、同項第二号中「対して譲渡する物品」を「対して譲渡する免税対象物品」に改め、同号イからハまでの規定中「物品」を「免税対象物品」に改め、同条第四項第一号中「の定款」を「（次項及び第十二項において単に「商店街振興組合」という。）の定款」に改め、同項第二号中「の定款」を「（次項及び第十二項において単に「事業協同組合」という。）の定款」に改め、同項第三号中「規定する大規模小売店舗」の下に「（以下この条において単に「大規模小売店舗」という。）」を加え、同項第四号中「前号に規定する」を削り、同条第十四項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に、「第十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12　大規模小売店舗（地区等に所在する大規模小売店舗であつて、当該大規模小売店舗を設置している者が当該地区等に係る商店街振興組合又は事業協同組合の組合員である場合に限る。）を特定商業施設とする免税手続カウンターを設置している承認免税手続事業者が、当該免税手続カウンターにつき地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターとして新たに第七項の承認を受けようとするときは、第八項の申請書に特定商業施設の区分の変更に係る財務省令で定める事項を付記するとともに、財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、第七項の規定により新たに承認免税手続事業者の承認（次項において「新承認」という。）を受けたときは、従前の承認免税手続事業者の承認（次項において「旧承認」という。）は、その効力を失う。

13　第八項の申請書（前項の規定の適用を受けるものに限る。）を提出する承認免税手続事業者が旧承認に係る特定商業施設内において免税販売手続を代理する手続委託型輸出物品販売場（財務省令で定める手続委託型輸出物品販売場に限る。以下この項において「旧手続委託型輸出物品販売場」という。）は、当該承認免税手続事業者が新承認を受けた日に、地区等を特定商業施設とする法第八条第六項の許可を受けた手続委託型輸出物品販売場とみなす。この場合において、旧手続委託型輸出物品販売場に係る同項の許可は、同日限りその効力を失う。

第十八条の二第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第三号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項の」を「第四項の」に改め、「同項第一号に定める地区又は同項第二号に定める地域（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「前項に」を「同項に」に、「第七項、第十一項及び第十四項」を「第八項、第十二項から第十四項まで及び第十七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項第一号に定める地区又は同項第二号に定める地域（以下この条において「地区等」という。）に大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合又は事業協同組合の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内において他の事業者が経営する販売場を同項第一号又は第二号に掲げる販売場とみなして、同項の規定を適用することができる。

第十八条の三第一項中「物品に」を「免税対象物品に」に、「第十八条第七項」を「第十八条第八項」に改め、同項の表第十八条第二項第二号イ及び第四号の項中「及び第四号」を「、第三号ロ、第五号及び第六号」に改める。

第二十条の三中「この条及び」を「この条、」に改め、「第二十五条第二項」の下に「及び第二十五条の六」を加える。

第二十五条の四の次に次の二条を加える。

（高額特定資産の範囲等）

第二十五条の五　法第十二条の四第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる棚卸資産及び調整対象固定資産（以下この項において「対象資産」という。）の区分に応じ当該各号に定める金額が千万円以上のものとする。

一　対象資産（次号に掲げる自己建設資産に該当するものを除く。）　当該対象資産の一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）に係る法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百八分の百に相当する金額、同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られる当該対象資産の課税標準である金額

二　自己建設資産（対象資産のうち、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設等（法第十二条の四第一項に規定する建設等をいう。以下この条において同じ。）をしたものをいう。）　当該自己建設資産の建設等に要した法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百八分の百に相当する金額、同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額及び保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額（当該自己建設資産の建設等のために要した原材料費及び経費に係るものに限り、当該建設等を行つた事業者が法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間又は法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係るものを除く。次項において「仕入れ等に係る支払対価の額」という。）の合計額

2　法第十二条の四第一項に規定する政令で定める費用の額は、同項に規定する自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額とし、同項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。